

(令和7年6月26日発表)

中部電力(株)株主総会における議案への対応

◆ 株主総会 開催日時	令和7年6月26日(木) 午前10時
◆ 株主総会 会場	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 東桜会館
◆ 議決権行使書 提出日	令和7年6月24日(火)
◆ 内容	別紙資料をご覧ください。

別紙資料 有

【問合せ】 管財課 財産管理係(静岡庁舎本館1階)
電話 054-221-1181

令和7年6月26日(木)開催の中部電力株主総会における議案への対応について

本市は、中部電力㈱の株式を4,541,346株(令和7年3月31日現在)保有しています。

令和7年6月26日(木)に開催される中部電力㈱の株主総会において、下記のとおり各議案への対応を行いますので報告します。

1 株式取得の経緯

明治44年 静岡電灯㈱の電灯事業を買収し、市営電気事業を開始。

昭和17年 国の配電統制令により、市営電気事業は中部配電㈱(現、中部電力㈱)に統合され、その際に株式を取得。

2 今回の議案への対応について

第1号から第6号は会社提案、第7号から第13号は株主提案です。

なお、「提案内容」については、要約ですので、詳細は中部電力株式会社ホームページ等で確認をお願いします。

(中部電力㈱ホームページURL: https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)

区分	議案	提案内容	賛否	理由
会社提案	第1号	剰余金の配当の件	賛成	経営判断の裁量内と考えるため賛成する。
	第2号	取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件		
	第3号	監査等委員である取締役1名選任の件		
	第4号	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件		
	第5号	取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬制度の改定の件		
	第6号	監査等委員である取締役に対する株式報酬制度の改定の件		
株主提案	第7号	定款一部変更の件(1) 「積極的情報公開と意見交換」に関する規定の新設	反対	中部電力においては、社外役員や弁護士を交えた「コンプライアンス推進会議」を設置し、コンプライアンス違反が疑われる事象についても、実効性のある対策の策定や、適宜公表をしているほか、ステークホルダーとの対話を実施していることから、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第8号	定款一部変更の件(2) 「社会的責任の遂行」に関する規定の新設	反対	中部電力においては、再エネや原発の最大限の活用などに加え、新技術の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、適切に脱炭素化に向けた移行を進めていることから、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第9号	定款一部変更の件(3) 「南海トラフ巨大地震に対する危機管理対策」に関する規定の新設	反対	中部電力においては、新規制基準を踏まえて安全性向上対策を実施している他、使用済み核燃料についても適切に貯蔵・管理していることから、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第10号	定款一部変更の件(4) 「他社原子力発電購入契約」に関する規定の新設	反対	他電力会社との契約については経営判断の裁量内と考えられ、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第11号	定款一部変更の件(5) 「使用済み核燃料」に関する規定の新設	反対	原子力や使用済み核燃料の再処理については、国において議論され、現時点で賛否を決めることができないと考えているため、本議案により、原子力発電所から排出された使用済み核燃料の再処理を行わない決定をする提案については反対する。
	第12号	定款一部変更の件(1) 「監査等委員会の財務リスク監査の開示」に関する規定の新設	反対	中部電力においては、監査等委員会設置会社に移行後、社内業務に精通した常勤の監査等委員と社外の監査等委員が適宜連携し、監査の質の向上と実効性の確保が図られている。 さらに、公正・客観的な視点で、リスクの把握・適切な評価をしようとして、重要な職務の執行を監査し、監査報告書は法令に基づいて適正に作成されていることから、あえて定款に定める必要性はないため反対する。
	第13号	定款一部変更の件(2) 「気候変動関連リスク管理」に関する規定の新設	反対	中部電力においては、既に、気候変動リスク・機会がもたらす影響を評価して、当該影響評価にもとづく取り組みなどを中部電力グループレポート(統合報告書)や有価証券報告書に掲載し、定量的開示に努め、一層の充実を図る取り組み姿勢がみられることから、あえて定款に定める必要性はないため反対する。